

長崎大学病院 シミュレーションセンター使用細則

平成27年12月12日

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学病院シミュレーションセンター(以下、「センター」という。)の利用及び管理に関し必要な事項を定める。シミュレーションセンター及び多目的研修室は、長崎県の医療人材育成のため、離島を含むより広い範囲からの実習の受け入れを可能とし、多くの医療従事者や学生がより良い環境の中で学習できるよう、長崎県地域医療再生臨時特例基金 医療教育開発センター構築事業にて設立されており、その使用目的を守り、使用しなければならない。

(使用者)

第2条 センターの利用は、次に掲げる者とする。但し、利用者は指導者のもと行わなければならない。

- (1) 長崎大学医学部学生及び大学院医歯薬学総合研究科大学院生
- (2) 長崎大学病院に勤務する医療従事者
- (3) 長崎県の医療従事者
- (4) その他センター長から使用を許可された者

(指導者)

第3条 センターの指導者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医歯薬学総合研究科及び病院に所属する教官
- (2) 病院に所属する教育業務に携わる者
- (3) その他、センター長が認めた者

(使用目的)

第4条 使用者は、次に掲げる使用目的に該当する場合に、センターを使用することができる。

- (1) シミュレーション教育に係る講習会及び授業等
- (2) シミュレータ機器、医療機器・器具等(以下、「センター物品」という。)・模擬患者を使用した個人のシミュレーション学習
- (3) その他センター長が適当と認める場合

(使用手続)

第5条 センターの施設及び機器を使用しようとする者は、センターへ使用日の7業務日

前までに申請書を提出しなければならない。ただし、業務日とは、平日8時30分から17時30分までをいい、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。

- 2 センター長は、前項に規定する申請を適当と認めた時は、許可を与えるものとする。
- 3 使用者は、使用するセンター物品を7業務日前までに確認しなければならない。なお、使用方法を熟知していない場合は、SC担当者から使用方法を習得しなければならない。
- 4 使用優先順位は、センター長及び副センター長が決めるものとする。

(予約に関して)

第6条

(1) 予約全体の管理調整は、設立目的に従い、センターが行う。必ずしも、申し込み順ではない。

(2) 平日(8:30~17:00)の仮予約は4か月前から可能で、但し、2か月前までに正式な申請書の提出がない場合は、仮予約が解消される。

(3) 前準備、後片付けが必要な場合は、使用時間の前後でそれぞれ最大60分とする。

(4) 1、2、3月の平日(8:30~17:00)の予約・仮予約に関しては、医学部の実習予定が決まる12月末までは申込ができない。

(使用の中止)

第7条 使用の許可を受けた後において、使用を中止しようとする場合は、事前にセンターに申し出なければならない。

(休業日)

第8条 休業日は、特に設けない。ただし、使用できない場合がある。

(鍵の授受)

第9条 使用時間が、業務日の時間外になる場合は、業務時間内に鍵の授受をする。

2 使用時間が、業務日外になる場合は、前業務日に鍵を授受する。

3 使用終了が、業務日外になる場合の鍵の返却は所定の返却ボックスへ返却する。返却がない場合は、今後一切の使用を禁ずることがある。

(使用責任者)

第10条 センターを使用する場合は、使用責任者を定めなければならない。ただし、原則長崎大学職員とする。

2 使用者が、第2条第1項第1号の場合にあつては、使用責任者を指導教員とする。

(使用上の注意)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、センターの指示に従わなければならない。

- (1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び設備の保全に努めること。
- (2) 講習会及び授業等の運営は、使用者が行うこと。
- (3) 準備及び後片付けは、センターの指示に従って使用責任者が行い、使用を終えた時は必ず消灯すること。
- (4) 許可した部屋以外には立ち入らないこと。
- (5) 許可したセンター物品には触れないこと。また、許可なく改変しないこと。
- (6) 許可された目的以外で使用しないこと。
- (7) 火気の使用をしないこと。
- (8) 使用時間を厳守すること。
- (9) 他の使用者の学習を阻害しないように配慮すること。
- (10) センター物品は丁寧に取扱い、破損又は紛失しないこと。万が一、破損又は紛失したときは、直ちにセンターに報告すること。
- (11) 貴重品及び金銭等は、使用者各自が責任を持って管理すること。
- (12) 手洗いをしてから使用すること。
- (13) シミュレータ使用時には、飲食はしないこと。
- (14) センター外へセンター物品を持出さないこと。ただし、やむを得ない場合で、センター長が許可した場合を除く。
- (15) 使用済注射針等の医療器具は、室内の所定の容器に廃棄すること。
- (16) センターは原則飲食禁止とすること。

(使用許可の取り消し)

第12条 使用者が以下に該当した場合は、センター長は使用の途中であっても当該使用の許可を取り消すことがある。また、センター長が必要であると判断した場合は、一定期間の使用を禁止することがある。

- (1) 第11条に違反したとき
- (2) 故意に破損したとき
- (3) 第三者に転貸したとき

(損害の賠償)

第13条 故意または過失により機器及び設備等を滅失、損傷または汚損した時は、センターの指示に従って速やかに原状に復さなければならない。なお、この際、原状回復に要した費用を請求することがある。

(自己責任)

第14条 万が一事故が生じた場合の責任は、使用者が負うものとする。センターは原則として一切の責任を負わない。

(事務)

第15条 使用に関する事務は、センターにおいて処理する。

附則

この細則は、平成21年4月27日から施行し、平成21年4月1日から適応する。

附則

この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年9月30日から施行する。

附則

この細則は、令和元年12月16日から施行する。